

秘

26

現情勢下ニ於ケル國政運營要綱ニ對スル意見（一部ノミ）

九月二十三日
技術部

第二ノ二ノ二付テ

(1) 兵器ノ制式制定ヘ本部長之ヲ行フ如ク改ムル力又ヘ進シテ戰時ニ
於ケル兵器イ制式ヲ撤廢ス

(2) 軍需審議會ハ廢止ス

二、輕易ナル人事ニ關スル權限ヲ成ル可タ獨立部隊

監督委員会

三、本然ノ業務品直接緊要ナルモノ以外ノ報告ハ取止ム制ヘバ軍需動員ノ報告、検査課検査錄、大東亞戰爭經驗錄ノ如キモノハ簡素化シ又ハ廢止シテ可ナリ

四、研究ニ關スル大臣本部長ノ方針訓令ヲ努メテ簡單化シ隸下部隊長ノ手曉發押ノ余地ヲ大ナラシム

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

一、内閣組織ノ検討

(イ)寡頭政治トスヘ倒ヘバ少數ノ國務大臣ト各省長官トニ區分スル方
如シ一

(ア)軍需省ノ設置

二、國防省、軍需省設置セラレザル場合ニ於テハ

(イ)兵政本、航本ノ統合

(ロ)兵政本、航本ノ一元化實現セザル場合ニモ兵政本ノ部課ヲ概不半
減ス又兵政本ニテ製造ヲ擔任セル航空兵器ハ設計整備等一切ヲ兵
政本ニテ擔任スル如ク定ム

(b) 陸海空ノ基礎的研究所及共通兵器研究所ヲ統合ス

(c) 研究所ト造兵廠ノ研究所モ成シ得ルモノハ之ヲ統合スヘ倒ヘバ

四 研究所ト相造研究所ヲ統合スルガ如シ

(d) 研究所ノ性格ヲ變ヘ基礎研究ヲ擔任スペキモノト審査ヲ擔任ス

ベキモノトニ分チ後者ニハ研究審査ノ權限ヲ與フ

三、現下ノ戰爭遂行ニ直接關係少キ陸軍ノ中央官衙ヲ廢止及至縮少ス

倒ヘバ教總ヲ縮少シ機甲本ヲ廢止スルガ如シ

四 國家研究行政ヲ徹底的ニ刷新ス
其ノ方策別冊ノ如シ

第二ノ二ノ付テ

軍需省ノ設置ニヨリテノミ本件ハ實行シ得ルモノナリ
協定、協議委員編成等ニテハ到底現況ヲ脱スル能ハザルベシ

第二ノ一〇ニ付テ

一、軍需省ノ設置ニ伴ヒ各種軍ノ工業^會ハ一本トス軍需省ノ設置セラレ
ザル場合ト雖ニ兵器工業^會ト航空工業^會トハ一本トス
二、統制機關ニ經濟的行爲ヲ當マシメ又官廳權限ヲ大巾ニ委譲シテ實權
ヲ保持セシム
而ラザレバ之ヲ廢止スル又ハ縮少ス

備

考

各項目ハ其ノ性質、輕重等ニ應シ云員編成ヲ以テ所理シ又ヘ常務ニ
ニ於テ所遇スルモノトス

1361

別冊

國家研究行政刷新ニ關スル方策

技術部

第一 國家研究行政刷新ノ目標ハ國家行政機構全般ヲ果敢ナル刷新ニヨリ強力一元化シテノ一環トシテノ集中強力化セル研究行政機構ヲ設置シ一元化セル意志ニヨリ國家全研究機關ヲ簡明迅速ニ機動化セシムルニアリ之ガ爲研究行政刷新ノ基底ニハ内閣組織ノ刷新特ニ總理大臣權限強化、關係行政長官分離、陸海軍政ノ一体化、軍需省設置等ヲ不可缺條件トス
(大本營内閣連絡會議ニ開スル件モ解決シアルモノトス)
本目標ヲ達成セルモノトシテノ研究行政機構ノ一案ヲ記述ス

1. 内閣研究院

國家總力ヲ領注シ速カニ遂行達成ヲ必要トズル重要研究課題ヲ總理大臣ノ名ニ依リ決定シ研究命令ヲ發動シ且之ガ解決ニ必要ナル措置方針等ヲ處理ス可キ研究最高機關トス

2. 各省研究行政機關

國防省、軍需省、文部省等ニ研究局ヲ設置ミ重要研究課題決定ノ資料ヲ提出シ且内閣院係研究命令ニ依ル研究ヲ夫々ノ主管ニ應ジ強力ニ實施スル研究行政機關トス

3. 研究實施機関

各省毎ニ重複タシタル強力簡素ナル研究實施機關ヲ設ク 一例左ノ如シ

■防省 汽船兵器研究機関 艦船兵器研究機関 地上艦上兵器研究機関 軍事基礎研究

機関

軍需省 各種產業毎研究機関

文部省 各大學専門學校研究機關ヲ綜合整理シ夫々特徴ヲ有シ且ツ兵器及ビ生産研究機
關ト緊密ナル連繋ヲ有スル基礎研究機関トス

4. 民間知能總動員機関

一般民ノ創造着想ヲ昂揚獎勵シ發明考案ノ實質的價值ヲ判定審査ノ上適當ニ活用スル機
關ヲ設ク 特許局ノ轉身

5. 科學技術審議會

内閣ニ直屬スル科學技術最高指導者實施者ヲ網羅セル研究行政ノ爲ノ諮詢機關トシ活潑

ニ活用ハ

6. 研究隣組組織學會

研究者相互ノ知能啓發研究結果交流ノ機關タラシメ集約整理シ必要ナルモノミツ存
在ス

7. 研究ニ關スル調査機關

内閣研究院ノ外局トシ強力ニシテ集約セル調査機關ヲ設ク但シ國家全般ノ大研究機關
ノ設立ト睨ミ合セ決定ス

8. 不要不急又ハ重複セル研究機關ハ一切廢止ス

尙指導者階級ニ科學技術ニ對スル認識徹底セルトキハ各施第二研究ニ關スル事項織り込
マルコト必然ニシテ研究實施機關ヲ強力ニナシ研究企畫機關ヲ一般行政ト分離シ別途

二設置スル要ナキモノトス

第一 國政運營刷新ニ關スル題旨ヲ徹底セシムル爲ニハ第一ノ態勢ノ確立ヲ斷行スベキ事當

然ナルモ各般ノ事情ニ依リ之ニ到達シ得アル時ハ研究体制ノ刷新強化ノ爲ニハ次ノ方策
ヲ講ズルヲ要ス

1. 新銃兵器及生産増強上ノ陸路トナル具体的課題ヲ核心トシテ決戦下遂行スベキ重要事
項ヲ國家ニ於テ決定ス

之ガ爲内閣ニ研究動員會議ヲ設ケ決戦下ノ重要研究ニ關スル最高ノ決定機關トス

2. 重要研究課題又ハ事項毎ニ研究主任者ヲ定メ其ノ指導下ニ必要ナル研究者群ヲ直屬セシメテ一連鎖ヲ構成シ研究ニ關スル方針計畫、連鎖ノ編成等ハ擧ゲテ研究主任者ニ一任シ所要期間内ニ之ガ解決ヲ圖ラシム

研究ニ必要ナル要員、資料、施設、經費等ハ國係廠ニ於テ夫々責任ヲ以テ調達斡旋ノ任ニ當ラシム

3. 重要研究課題ノ研究者ハ凡テ之ヲ指定研究員トシ内閣ニ於テ任命ノ上研究課題毎ニ連切ニ配置スルト共ニ專心當該研究ニ當ラシム

4. 研究ニ關シ各廠ニ跨ル重要ナル行政措置ヲ一元的ニ統制スルタメ戰時行政職權特例其他必要ナル行政上ノ措置ヲナス

5. 國軍内研究行政へ前諸項ニ對應シ航空地上ノ一元化ヲ圖ル

6. 陸海軍ノ研究統制ニ關シテハ陸海技術委員會陸海航空技術委員會ヲ更ニ強力化シ研究動員會議ヲ通シ官民研究機關ヲ一元的ニ強力ニ運用シ得ル如クス

7. 民間知能總動員機關等ノ設置コ關シテハ第一項ニ同シ



現情勢下ニ於ケル國政運營要綱ニ對スル意見

九月二十五日
技術部
(蓋)

第二ノ一ニ付テ

一、國論分裂ノ虞アル言動ヲナス上級智識階級者又ハ財界大物ノ取締ヲ嚴ニシム規ヲ變動スル力又ハ保護檢束ヲ斷行ス

二、經濟違反ニ對スル刑罰ヲ嚴ニシム其ノ實行ヲ強化ス

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

連帶ヲ必要ノ最小限トス並シ決行後ノ連帶ハ之ヲ實施スルモノトス

第二ノ二ノ(イ)及(ロ)ニ付テ

一、現軍需行政ノ機構ヲ以テセバ陸軍省ノ整備業務ヲ兵政本、統本ニ
徹底的ニ委譲シ陸軍省ニテハ、大綱ノミヲ把握スル如ク亞ム
二、統帥ト技術トノ關係ヲ一層緊密化スルノ措置ヲ講ズルヲ要ス
三、戰況、情報等ヘ中央官衙ノミニカルコトナク即時織下部隊ニセ知
ラシメ狀況中ノ人トシテ迅速ニ之ニ屬ズル措置ヲトルニ遺憾ナカ
ラシム

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

一、費目ノ濫用ヲ一層六マカニ認ムルコト

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ。

業務ヲ~~速~~速ニ處理、實行セシムル爲ノ查察機構ヲ設~~クル~~可トス

第二ノ三ノ(イ)ニ付テ。

從來ノ教育方式ハ廣ク普遍的基礎ヲ備~~有~~スルヤリ方ナルモ之ヲ改
メ日下必要ナル具体的ノ研究ヲ實施ニ即シテ行ハシムル如~~ク~~改ム

倒ヘバ

教授ガ主体トナリ、學生ガ助手トナリ、實際ニ國軍ノ要求スル兵器
又ハ之ニ關聯スルモノノ製作ヤ研究ヲ實施スルガ如シ
コレガ爲~~レ~~スレバ實務者ヘ陸海軍、會社等ノ技術者一ヲ教授トスル

コトヲ考慮ス

第二ノ三ノ又ニ付テ

女子ノ勤員ヘ之ヲ強化スルハ當然ナル事、コレニ對スル宿舎、各種
福利、衛生設備等ヲ完備シ、且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如クス
ルヲ要ス

一、青年學校ヲ廢止スル方又ハ性格ヲ一變シ、實務ニ關スル教育ノミヲ實施ス（例へバ工場ニアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ算術讀方ノ如キハ取止ムガ如シ

第二ノ四ノイニ付テ
名實共ニ陸軍ニ於テ掌握スル如ク改ム

第二ノ四ノ(ロ)ニ付テ

研究所ハ廢止セル學校校舎ヲ利用シ遠カニ移轉スルヲ要ス

第二ノ五ニ付テ

民法、商法ヲ止メ統制經濟一本立ニテ實施スルヲ可トス

第二ノハニ付テ

一、國民生活ノ最低限ハ警保シ得ル如クス
二、貯金等ノ蓄富ハ勤務先ト住宅トノ關係ヲ睨ミ合理化スルヲ要ス



現情勢下ニ於ケル國政運營要綱ニ對スル意見

九月二十五日
技術部

第二ノ一二付テ

一、國論分裂ノ虞アル言動ヲナス上級智識階級者又ハ財界大物ノ取締
ヲ嚴ニシ法規ヲ擾動スル力又ハ保護檢束ヲ斷行ス
二、經濟違反ニ對スル刑罰ヲ嚴ニシ且其ノ實行ヲ強化ス

第二ノ二ノ(1)ニ付テ
連帶ヲ必要ノ最小限トス但シ決行後ノ連帶ハ之ヲ實施スルモノトス

第一二ノ二ノ(イ)及(ロ)ニ付テ

一、現軍需行政ノ機構ヲ以テセバ陸軍省ノ整備業務ヲ兵政本、航本ニ

徹底的ニ委譲シ陸軍省ニテハ大綱ノミヲ把握スル如ク貳ム

二、統帥ト技術トノ關係ヲ一層緊密化スルノ措置ヲ講ズルヲ要ス

三、戰況、情報等ハ中央官衙ノミニ臺ルコトナク即時議下部隊ニモ知
ラシメ状況中ノ人トシテ迅速ニ之ニ屬スル措置ヲトルニ遺憾ナ力

ラシム

第一二ノ二ノ(イ)ニ付テ

一、費目ノ濫用ヲ一層大マカニ認ムルコト

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

業務ヲ敏捷ニ處理、實行セシムル爲ノ查察機構ヲ設クルヲ可トス

第二ノ三ノ(イ)ニ付テ

從來ノ教育方式ハ廣く普遍的基礎ヲ附與スルヤリ方ナルモ、之ヲ改メ目下必要ナル具体的ノ研究ヲ實施ニ即シテ行ハシムル如ク改ム

倒ヘバ

教授ガ主体トナリ、學生ガ助手トナリ、實際ニ國軍ノ要支スル兵器又ハ之ニ關聯スルモノノ製作ヤ研究ヲ實施スル方如シコレガ實務者（陸海軍、會社等ノ技術者）ヲ教授トスル

コトヲモ考慮ス

第二ノ三ノ付ニ付テ

女子ノ動員ヘ之ヲ強化スルハ當然ナル事、コレニ對スル宿舎、各種
福利、衛生設備等ヲ完備シ、且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如クス
ルヲ要ス

1376

一、青年學校ノ廢止スルカ又ハ性格ヲ一新シ、實務ニ關スル教育ノミ
ヲ實施ス。例ヘバ工場ニアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ算術
讀方ノ如キハ取止ムガ如シ。

第二ノ四ノイニ付テ

名實共ニ極端ニ於テ掌握スル如ク故ム

第二ノ四ノ(ロ)ニ付テ

研究所ハ廢止セル學校校舎ヲ利用シ速力ニ移スルヲ要ス

第二ノ五ニ付テ

民法、商法ヲ止メ統制經濟一本立ニテ實施スルヲ可トス

第二ノハニ付テ

一、國民生活ノ最低限へ參保シ得ル如クズ
二、貯金等ノ蓄蓄ハ勤務先ト里宅トノ關係ヲ睨ミ合セ合理化スルヲ要ス

現情勢下ニ於ケル國政運營要綱ニ對スル意見

九月二十五日
技術部



第二ノ一二付テ

一 國論分裂ノ虞アル言動ヲナス上級智識階級者、又ハ財界大物ノ取締ヲシテ規ヲ設立スルカ又ハ保護檢束ヲ斯行ス
二 經濟違反ニ對スル刑罰ヲ嚴ニシ且其ノ實行ヲ強化ス

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

連帶ヲ必要ノ最小限トス但シ決行後ノ連帶ハ之ヲ實施スルモノトス

第二ノ二ノ(イ)及(ロ)ニ付テ

一、現軍需行政ノ機構ヲ以テセバ陸軍省ノ整備業務ヲ兵政本、統本ニ
徹底的ニ委譲シ陸軍省ニテハ大綱ノミヲ把握スル如ク改ム

二、統師ト技術トノ關係ヲ一層緊密化スルノ措置ヲ講ズルヲ要ス

三、戰況、情報等ハ中央官衙ノミニ監ルコトナク即時義下部隊ニモ知

ラシメ状況中ノ入トシテ迅速ニ之ニ屬ズル措置ヲトルニ遺憾ナ力
ラシム。

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

一、實目ノ流用ヲ一層大マカニ認ムルコト

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

業務ヲ敷速ニ處、實行セシムル爲ソ、監察機構ヲ設タルヲ可トス

第二ノ三ノ(イ)ニ付テ

從來ノ教育方式ハ廣く普遍的基礎ヲ備興スルヤリ方ナルモ、之ヲ改メ、目下必要ナル具体的ノ研究ヲ實施ニ即シテ行ハシムル如ク、改ム

倒ヘバ
教授ガ主体トナリ、學生ガ助手トナリ、實際ニ國軍ノ要求スル兵器
又ハ之ニ關聯スルモノノ製作ヤ研究ヲ實施スルガ如シ
コレガ實務スレバ實務者ヘ陸海軍、會社等ノ技術者、ヲ教授トスル

コトヲモ考慮ス

第二ノ三ノ々ニ付テ

女子ノ動員ヘ之ヲ強化スルハ當然ナル也、コレニ對スル宿舎、各種
福利、衛生設備等ヲ完備シ、且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如クス
ルヲ要ハ

一、青年學校ヲ廢止スルカ又ハ性情ヲ一義シ、實務ニ關スル教育ノミヲ實施ス。例へバ工場ニアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ算術讀方ノ如キハ取止ムガ如シ。

第二ノ四ノ(1)ニ付テ
名實共ニ陸軍ニ於テ掌握スル如ク改ム

第二ノ四ノ(ロ)ニ付テ

研究所ハ廢止セル學校校舎ヲ利用シ速力ニ移轉スルヲ要ス

第二ノ五ニ付テ

民法、商法ヲ止メ統制經濟一本立ニテ實施スルヲ可トス

1385

第二ノハニ付テ

一、國民生活ノ最任限へ繩保シ得ル如クス
二、貯金等ノ飼當ハ勤務先ト同宅トノ關係ヲ睨ミ合セ合理化スルヲ要ス

兵政本底立滿一ヶ年ノ跡ニ顧ミ改善スベキ事項
ヲ上申ス

第一〇、二
統一
部

(國政運營要綱ニ基キ既ニ研究中ノモノト重復スルモノアルモ一括上申ス)
「本部内業務ノ徹底的簡素化ニ就テ

- (1) 兵政本ノ部課ヲ概ネ半減シ業務實行ノ簡素化ヲ計ルト共ニ之ニヨリ生ズル余剰人員ヲ以
テ第一線監督官ヲ擴充シ其ノ陣容ヲ強化ス
(2) 總務部ト各部トノ業務重複ヲ解キ總務部ハ基本大綱ノミヲ掌握シ他ハ各部ニ委譲スルヲ
可トス

以上ノ爲メ本部内ノ部課ヲ編合スル一案次ノ如シ

兵政本部内ノ部課ヲ編合スル一案次ノ如シ

總務部 庶務課 (第四課及醫務部統合)

總務課 (二三課ヲ統合、軍需勤員課算等ヲ掌握)

教育課（教育部）

調査課（調査部 参本二部ト不可分ノ關連ニアラシム）

技術部 技術課（造技課統合）

制式検査課（制式課業務ノ一部ハ研究所ニ委譲）

造兵部 造兵課（需兵、監督、設備、會計監督各課ヲ統合）

資材課

補給部 補給課（現在ノ四課統合）

經理部 經理課（購買課統合）

以上五部十課

豫算ノ徹底的單純化ニ就テ

(1) 研究費ノ豫備ハ總務部、技術部ノ二箇所ニテ保持スルコトナク技術部ニテ一貫シテ保持

スルヲ可トス

(2) 費用ノ流用ハ一層大マカニ認メ成シ得レバ整備費、研究費ハ一本トスルヲ可トス

三統師ト技術トノ關係ヲ一層緊密化スルノ措置ヲ擇ズルヲ要ス

- (1) 參本第一部ニ員外出身將校若干ヲ入レ統帥ト技術緊密ナル連鎖タル任務ヲ遂行セシム
- (2) 現地ノ軍以上ノ司令部ニ於ケル技術的陣容ヲ強化シ現地ニ於ケル作戰、教育等ノ技術指導並ニ戰訓ノ活用ヲ迅速活潑化ス
- (3) 南方軍ニ化學部ヲ設置シ南方ニ於ケル化學資材ノ試験、教育、指導、化學資材ノ資源調査ニアタラシメ且ツ敵側ガス使用ニ對スル對策ヲ圖ル
- (4) 研究機關ノ統合及一元的行政運営ヲ就キ
- (5) 軍需省ノ内容如何ニ關連スル所アルモ一般ニ共通的ノモノハ之ヲ統合シ能率的ニ研究セシムル要アリ
- (6) 地陸海空及官民ノ基礎的研究所及共通兵器研究所ヲ統合ス
- (7) (8) 研究所ト造兵廠ノ研究所モ魔シ得ルモノハ之ヲ統合ス(倒ヘバ四研ト相造研究所ヲ統合スルガ如シ)
- (9) 研究所ノ性格ヲ變ヘ基礎研究ヲ擔任スペキモノト審査ヲ擔任スペキモノトニ分チ後者ニハ研究審査ノ權限ヲ與フ
- (10) 國トシテ強力ナル科學技術行政ノ中枢機関ヲ設立シ軍官、民各研究機關ヲ一括掌握指導セシムルノ要アリ現存技術院及ヒ研究動員會議ノ機構ヲ以テ一應ノ形式ヲ整ヘラレタルモ實質的效果ハ十分ト云ヒ難キモノアルヲ以テ例ヘヘ更ニ技術院ヲ強化スル等ノ措置ニヨリ國家ノ各研究機關ヲ一元的ニ統轄シ能率的技術行政ヲ期スヘキナリ
- 又陸軍省内ニ技術行政ヲ掌ルヘキ少クモ一課ヲ設ケ軍部内ニ於ケル科學技術ニ關スル行政ヲ一元的ニ運営セシムルヲ要ス

本部下各研究所ノ研究試験状態ノ刷断ニ就テ

(1) 従來徒ラニ十全ヲ期シ時宜ニ適合セザルノ憾アルヲ以テ八部通り研究完成シ又ハ實用試験ヲ待タズ見透ノツクモノハ思ヒ切ツテ打切りトナシ人物、金ヲ重點ニ徹底セシムル要アリ

之ガ爲メ本部ハ各研究所ノ掌握指導ヲ更ニ嚴ナラシムルト共ニ各研究所ノ首腦部ヲ時局ノ大勢ニ通曉セシメ自ラ之ニ即應スルノ態度ニ自覺セシムルノ要切ナルモノアリ。即チ戰況、情報等ハ中央官衙ノミニ止ルコトナク即時隸下部隊ニモ知ラシメ狀況中ノ人トシテ迅速ニ之ニ應ズル措置ヲトルニ遺憾ナカラシムルノ要アリ。

(2) 試作促進對策

研究ノ具体的ニシテが遷延スル最大ノ原因ハ貢ニ試作ノ進捗セザルニ存ス故ニ本部各機關ハ協力一致從來ノ舊ヲ戒メアラユル軍民ノ工場ヲ活用シ研究試作ヲ第一義トスル如ク指導ス

ルヲ要ス

附

六 科學技術教育ノ改善

(1) 一 次第來ハ教育方針ハ廣々と考據的主張ヲ廢棄スルヤリ方オルキニタクメ甲下必至ナリ。其本旨人材育成ヲ重視す即シ才術ヲ伸ばシタル如ク改

(1) 理工科系大学、専門学校、教育へ更ニ直接、戦力増強シ資本ん如く
課目、選定教育法改善リ圖ル、要アリ

倒ヘバ

教授が主体トナリ。學生が助手トナリ。實際ニ國軍ノ要求スル兵器又ハ之ニ關聯スルモノ製作及研究ヲ實施スルガ如シ。コレガ爲要スレバ實務者（陸海軍、會社等ノ技術者）ヲ教授トスルコトヲモ考慮スルノ要アリ

(2) 陸軍士官學校ニ於テ現陸軍科學學校普通科程度ノ教育ヲ施シ國軍將校ノ科學技術能力ヲ向上セシムルノ要アリ又陸軍大學校ノ教後科目中科學技術教育ヲ更ニ重視ヘルノ要アリ。但シ現段階ニ於テハ時局ニ應スル補充ノ急迫狀態ヲ勘案シ一時陸軍科學學校ノ一般教育ヲ停止シ若干ノ^{高級}_{教育}技術要員ノ教育ノミヲ繼續スルヲ可トス。書類^{第一線ノ技術指導ニ派遣スルノ要アリ}此ノ場合ニ於テハ第一線將校ノ技術能力著シク低下スルヲ以テ要スレバ研究分析等^ニ適任

セ人事ニ就テ

(1) 研究所ト造兵廠マノ人事ヲ交流シテ設計及製造技術ノ關連ヲ密接ナラシメ其ノ融合ヲ計ル

ノ要アリ

(2) 女子活用ノ現時局ニ於テハ女子モ判任官又ハ高等官トナシ得ル等昇進ノ途ヲ速カニ講ズル

ノ要アリ

(3) 部外嘱託ヲ活用スル爲メ之等ノ待遇（主トシテ身分上ノ取扱ヒ）ヲ更ニ向上スルノ要アリ

例ヘバ旅費規則ニ於テ月額百圓以下（部外嘱託ハ概不月給百圓以下ナリ）ノ者ハ伍長ト同

様ノ取扱ヒヲ受クル如ク定メアルガ如シ

(4) 傭人ヨリ雇員ニ採用スル場合ニ於テ現在本部ノ統制ヲ受ケアルモ内規ヨリ定メラレタル資

格ニ應シ實施スルヲ以テ各部長ニ委任シテ可ナリ

八、輕易ナル業務ノ委譲及ビ不急業務ノ廢止ニ就テ

(1) 審査及制式改修正ノ簡素化

輕易ナル審査及制式ノ改修正ニ關スル權限ヲ研究所長ニ移管ス之ガ前提トシテ兵器ノ制式
制定ノ權限ハ大臣ヨリ本部長ニ移管ス或ヒハ現時局ニ於テハ進ンデ兵器ノ制式ヲ撤廢ス

徹

(2) 重需審議會ハ之ヲ廢止ス

(3) 本然ノ業務ニ直接緊要ナルモノ以外ノ報告ハ取止ム

例ヘバ重需勤員ノ報告、検査蒐錄、大東亞戰爭經驗錄ノ如キモノハ簡素化シ又へ廢止シテ

可ナリ

九、技術部ノ細部業務ニ就テ

(1) 制式課ヨリ別班ヲキリハナシ審査部的ナモノトスルカ又ハ他ノ研究所ニ合併スルヲ可トス
(2) 研究所ハ制式圖ヲ作ル迄ヲ取扱ヒ制式課ハ制式圖ノ登録事務等ヲ取扱アヲ可トス之ガ爲ニ

ハ研究所ニ製圖工ノ人員ヲ増加スルノ必要アリ

(3) 研究所事務處理係^ハ一名以上應接課ニ入レ研究所關係ノ事務處理ニ遺憾ナカラシム
及人手
ルノ要アリ

(4) 試期的生產能率ノ向上ヲ期スル爲主要兵器ニ關シテハ専門ノ造兵廠ヲ設ケ(例ヘバ火薬ニ
關スル東ニ造ノ如シ)該造兵廠ヲシテ全國的ニ重民ノ同種工場ヲ掌握指導セシムルヲ可ト
ス又各專門造兵廠ニ夫々ノ専門兵器ニ應ズル更工機製造所ヲ設置スルヲ可トス
(5) 造兵廠各課分掌業務中一部ヲ次ノ如ク改編シ本部對造兵廠ノ指揮連絡系統ヲ明確ナラシム

ルヲ要ス

工藝掛（設備、設備用資材ニ關スル事項ヲ機械掛ニ移換ス）

檢查掛

設備課營造掛

此種一

(6) 設計業務ニ關シ技研ニ於テハ基礎設計ヲ造兵廠ハ製造設計ヲ實施スル如クシ技研ニ於ケル基礎設計以外ノ將校以下ヲ造兵廠ニ移換シ以テ製造設計ニ關スル陣容ヲ強化シ製作圖及制

(7) 式圖（造兵廠ニテ擔任ス）ノ迅速完備ヲ期スル如クスルヲ要ス
「機械、軍械、火薬、軍需、軍械、軍需、軍械、軍需」
「兵器及兵器材料ニ關スル發明考案ニ關スル事項」ヲ追加スルノ要アリ

(8) 造技課ニ「兵器製造用工作機械ノ研究及試験ニ關スル事項」ヲ追加シ、兵器製造用工作機械ノ設計考案試験及試験ノ統轄ニ關スル事項ヲ掌ル如クス

(9) 檢査課ノ實務ニ一致セシムル爲次ノ如ク分掌業務中改正ヲ

「計測器ノ検定ニ關スル事項」ヲ
「兵器検査用具ニ關スル事項」ニ改ム

其大他

(1) 運帶ヲ必要ノ最小限トス但シ決行後ノ運帶ハ之ヲ實施スルモノトス

(2) 業務ヲ敏捷ニ處理、實行セシムル爲ノ查察機構ヲ設クルヲ可トス

(3) 女子ノ動員ハ之ヲ強化スルハ當然ナルモコレニ對スル宿舎、各種福利、衛生設備等ヲ完備シ且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如ク大^ハルヲ要ス

(4) 青年學校ヲ廢止スルカ又ハ性格ヲ一變シ實務ニ關スル教育ノミヲ實施ス（例ヘバ工場ニアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ一般普通學ノ如キハ取止ムガ如シ）

(5) 陸軍技術有功章令施行規則ニ該當セザル程度ノ發明考案ニ對スル賞金ハ一人一件最高三拾圓ト規定セラレアルモ之ヲ最高七百圓程度ニ改訂スルヲ可ト認ム

（技術有功章丁ハ壹千圓、工務規定ニ基ク工員ノ賞金最高貳百五拾圓程度賞與シアリ）